

名古屋都市計画高度利用地区の変更計画書

(名古屋市決定)

名古屋都市計画高度利用地区の変更（名古屋市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類 (地区名)	面 積	建築物の容 積率の最高 限度	建築物の容 積率の最低 限度	建築物の建 蔽率の最高 限度	建築物の建 築面積の最 低限度	備 考
高度利用地区 (泥江地区)	約 0.5ha	80/10	20/10	8/10	200 m ²	泥江1地区
	約 2.1ha	50/10	20/10	8/10	200 m ²	泥江2地区
高度利用地区 (浄心地区)	約 0.8ha	45/10	15/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (築地地区)	約 0.5ha	45/10	15/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (日比野地区)	約 2.0ha	50/10	15/10	5/10	200 m ²	
高度利用地区 (小幡地区)	約 1.0ha	45/10	15/10	7/10	200 m ²	小幡1地区
	約 0.2ha	35/10	10/10	7/10	200 m ²	小幡2地区
高度利用地区 (錦二丁目地区)	約 0.7ha	95/10	30/10	5/10	200 m ²	錦二丁目1地区
	約 0.3ha	75/10	20/10	5/10	200 m ²	錦二丁目2地区
高度利用地区 (池下地区)	約 0.3ha	65/10	17/10	5/10	200 m ²	池下1地区
	約 3.3ha	55/10	15/10	5/10	200 m ²	池下2地区
高度利用地区 (鳴海地区)	約 3.1ha	45/10	15/10	7/10	200 m ²	鳴海1地区
	約 0.1ha	20/10	7/10	6/10	200 m ²	鳴海2地区
高度利用地区 (有松駅前地区)	約 3.2ha	35/10	10/10	7/10	200 m ²	

高度利用地区 (末盛通地区)	約 0.6ha	60/10	20/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (大須三丁目地区)	約 1.0ha	65/10	20/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (名駅五丁目地区)	約 0.7ha	90/10	30/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (新栄三丁目地区)	約 0.8ha	60/10	20/10	7/10	200 m ²	新栄三丁目 1 地区
	約 0.7ha	50/10	20/10	7/10	200 m ²	新栄三丁目 2 地区
高度利用地区 (栄三丁目地区)	約 1.1ha	90/10	30/10	7/10	200 m ²	
高度利用地区 (栄一丁目地区)	約 0.2ha	90/10	20/10	7/10	200 m ²	栄一丁目 1 地区
	約 1.8ha	70/10	20/10	7/10	200 m ²	栄一丁目 2 地区
計	約 25.0ha					
<p>(特例 1) 建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項各号のいずれかに該当する建築物にあつては 1 /10 を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第 6 項第 1 号に該当する建築物にあつては 2 /10 をそれぞれ建蔽率の最高限度の数値に加えたものをもって最高限度とする。</p> <p>(特例 2) 建築物の敷地面積が 500 m²未満の場合は、錦二丁目地区及び池下地区にあつては、容積率の最高限度の数値から 5/10 を引いたものをもって容積率の最高限度とするとともに、錦二丁目地区にあつては建蔽率の最高限度の数値 (特例 1 により加算される場合を含む。) に 2/10 を加えたものをもって建蔽率の最高限度とする。</p>						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり。ただし、壁面の位置の制限は、歩廊 (建築物の 1 階部分に設けるものは柱に限る。) その他これに類する用途に供する建築物の部分及び道路上に設けられた歩廊又は道路の上空に設けられた渡り廊下と接続する建築物の部分については適用しない。」

理 由

建築基準法の改正に伴い、建蔽率の最高限度に係る緩和規定を変更するものである。